

# 太田市観光物産協会会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、太田市観光物産協会と称する。

### (事務局)

第2条 本会の事務局は、太田市産業環境部観光交流課内に置く。

### (目 的)

第3条 本会は、太田市内における観光振興及び物産振興を図り、もって市民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝の充実、向上
- (2) 観光客誘致の促進
- (3) 観光資源の保護、保存、開発及び利用の促進
- (4) 観光関係諸施設の整備、改善
- (5) 観光に関する調査、研究並びに情報の収集及び提供
- (6) 観光に関する印刷物の発行及び研究会等の開催
- (7) 観光土産品及び特産品の紹介宣伝及び育成指導
- (8) 観光関連産業との協調
- (9) 官公庁及び観光関係団体の連絡協調
- (10) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 本会の目的に賛同し、入会について会長の承認を得た者
- (2) 協賛会員 本会の目的に賛同し、協賛し、会長の承認を得た者

### (入 会)

第6条 本会の会員の入会については、次のとおりとする。

- (1) 普通会員 普通会員入会申込書により事務局に申し込み、会長の承認を得なければならない。
- (2) 協賛会員 協賛会員入会申込書により事務局に申し込み、会長の承認を得なければならない。

### (負担金・会費・協賛金)

第7条 普通会員は、年額5,000円を会費として納入しなければならない。

2 協賛会員は、一口年額1,000円以上を一口以上協賛金として納入しなければならない

ない。

- 3 会員が、本会会員資格を失ったときは、既納の負担金、会費、協賛金は返還しないものとする。

#### (退 会)

第8条 本会を退会しようとする会員は、会長に退会届を提出しなければならない。

- 2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、本会会員資格を失う。ただし、第4号、又は、第5号に該当するときは、総会の議決を得るものとする。

- (1) 届出
- (2) 死亡
- (3) 解散
- (4) 2年以上会費を滞納したとき、又は、会員としての義務を怠ったとき。
- (5) 本会の名誉を毀損、又は、本会の会則に違反する行為があったとき。

### 第3章 役員等

#### (役員の種類・選任)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 2名
- (4) 理 事 10名程度

- 2 前項に規定する役員は、会員の中から総会において選任する。

#### (役員任期)

第10条 役員任期は、総会において選任された日から2年後の総会の日までとし、再任を妨げない。

- 2 役職によって選任された役員がその職務を離れたときは、後任者がその役員に就任するものとする。
- 3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 4 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員職務)

第11条 会長は、会務を総理し、本会を代表し総会及び役員会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を統括し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、また会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監事は、業務執行及び会計状況を監査する。
- 4 理事は、会則及び総会の議決に基づき本会の職務を行う。

#### (名誉会長及び顧問)

第12条 本会に、名誉会長、顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会及び本市の観光振興及び物産振興の発展に寄与したもののうちから総会の同意を得て会長が委嘱する。顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 顧問は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

**(事務局)**

第13条 本会の事務を処理するため、次の事務局職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 事務局員 若干名

## 第4章 会 議

**(会 議)**

第14条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

**(招 集)**

第15条 総会及び役員会は、会長が招集し議長となる。

**(総 会)**

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内にこれを開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じ開催する。
- 4 会長は、必要があると認める場合は、会議を書面による開催とすることができる。

**(総会の付議事項)**

第17条 総会において議決する必要がある事項は、次の通りとする。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) 本会の解散
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) その他会長が必要と認める本会の運営に関する事項

**(役員会)**

第18条 役員会は、必要に応じ随時開催する。

- 2 会長は、必要があると認める場合は、会議を書面による開催とすることができる。

**(役員会の審議事項)**

第19条 役員会は、この会則に定めるもののほか次の事項を審議する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) その他本会の運営に関する事項

**(議 決)**

第20条 本会の会議の議決については、次のとおりとする。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第5章 部 会

### (部会の設置)

第21条 本会に物産部会を置く。

- 2 物産部会は、会則第4条に規定する事業のうち、物産品・特産品にかかわる事業を所掌する。
- 3 物産部会は、本会会員のうち、市内の物産生産販売を業とする者で、実店舗を有する個人または団体を部会員として組織する。
- 4 物産部会の部会員になろうとする者は、部会長並びに部会員の合意を得なければならない。

第22条 物産部会に部会長及び副部会長を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

- 2 部会長及び副部会長は、理事の職にある者の中から総会において選任する。
- 3 部会長は、物産部会を代表し、その業務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐して会務を統括し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、また部会長が欠員のときはその職務を行う。

### (出店の決定)

第23条 本会の主催事業、また本会から他の主催イベントに出店する際は、物産部会で決定する。

### (出 店)

第24条 出店は、部会員から商品を集めて販売を行う「共同出店」と各店舗で出店する「個店出店」とする。

### (共同出店)

第25条 共同出店は、物産部会が販売計画を行い、会員から商品を集め販売する。

- 2 売上手数料は、販売員として参加した会員が売上金の10%を本会に納入し、出品のみの会員は、売上金の15%を本会に納入する。また、太田市観光案内所に出品する会員は、売上金の10%を本会に納入する。
- 3 売上手数料は、出店状況に応じて協議し、変更する場合もある。
- 4 会員が4時間以上販売に参加した際には、1名につき1,000円を支給する。

### (個店出店)

第26条 個店出店は、会員各店舗で責任を持って出店準備をし、出店を行うものとする。

- 2 売上手数料は、売上金の10%を本会に納入する。
- 3 売上手数料は、出店状況に応じて協議し、変更する場合もある。

## 第6章 会 計

### (事業年度)

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

### (経 費)

第 28 条 本会の経費は、会費、負担金、協賛金、事業収入及びその他の収入をもってこれにあてる。

### (事業報告及び決算)

第 29 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度終了後定期総会開催の日までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

2 監事が前項に掲げる書類を受理したときは、遅滞なく、これを監査し、監査報告書を付して総会に提出しなければならない。

## 第 7 章 雑 則

### (雑 則)

第 30 条 この会則に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

#### 附則

- 1 この会則は、本会の設立総会があった日（令和元年 5 月 9 日）から施行する。
- 2 本会設立当初の役員は、第 9 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は第 18 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

#### 附則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。